

事例 7

EU向けに木製品の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

A社：畳の製造、張替えをしている。

B社：新築・民家再生・リフォーム・増改築をおこなっている工務店で、民家再生の施行も行っている。

C社：作業用機械を製造販売している。

【輸出の目的等】

A社：ドイツの日本文化を紹介する施設で、18年ぶりに畳の張替え作業を実施する。その際に使用する器具（作業台、定規、レールなどの木製品）を輸出する必要がある。

B社：フランスにて我が国の古民家を移築することとなり、古民家で使用されている木材を輸出することとなった。

C社：ドイツにおいて、作業用機械を見本市に出展する。その際に出展する機械で製造した木製品を見本として展示することとなった。

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

A社：ドイツで畳の張替えに使用する器具類はすべてヒノキ製の木材である。EU向け製材の輸出の際は、消毒が必要だと聞いているが、その内容、手続きについて知りたい。今回、輸出する器具類は精巧、精密なものであり、加熱による湾曲などの変形は認められない。

B社：フランスに我が国の古民家を移築することとなり、古民家に使用されている木材（サワラ、マツ、ヒノキ等）を輸出する。EU向けの針葉樹の輸出に当たっては、消毒が必要であると承知している。具体的な消毒内容のほか、自社の近隣で消毒を実施できる施設、実施者等がいるか知りたい。

C社：ドイツで開催される製造機械の見本市に自社が製造している作業用機械を出展するが、同時に同機械で製造した木製品のサンプルを輸出、展示する。輸出に当たっては、現地で組み立てることとしているが、木製品の材質はヒノキ製であることから輸入時の規制があることを承知している。どのような方法で消毒すれば良いのか、また、消毒が実施できる施設、実施者を教えて欲しい。送付する材には厚み1cmのものがあり、現地での組み立てを考慮すると変形することは支障がある。

【支援等の内容】

いずれの相談においても、電話、ファックス、メール等により検疫条件の提示、ISPM No.15「Regulation of wood packaging material in international trade（国際貿易における木材こん包材の規制）」で定め

られている基準等を説明するとともに、必要に応じ、これらに対応できる施設などについて、公表されている資料を提供した。

臭化メチルによる基準（24h）

Fumigated with methyl bromide(BH₃Br)

温度 Temperature °C	投薬量 Dosage (g/m ³)	最低濃度 (g/m ³) Minimum concentration		
		2h	4h	24h
21.0 or above	48	36	31	24
16.0-20.9	56	42	36	28
10.0-15.9	64	48	42	32

(ISPM No.15 臭化メチルくん蒸処理基準)

具体的には、EU の関係するレギュレーションである「COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2019/2072 of 28 November 2019」の該当部分を要約した資料を提供した。EU の消毒方法には熱処理、くん蒸処理、キルンドライ処理及び防腐剤加圧注入処理が示されているが、A 社、C 社に対しては、加熱する処理では、ひずみ、湾曲が生じやすいことから、くん蒸処理が好ましいと考えられる旨を伝えた。

A 社にあっては、作業台及び定規については、アルミ等の金属製に変更し輸出されることとなった。レールについては、使用中のものを輸出するが、材質を確認したところ、合板であり、ニス塗りされているとの情報が提供された。合板については EU の検疫条件では規制品目に該当しないことから消毒を必要としないものである。念のため、写真の送付を受け合板であることを確認した。

B 社にあっては、輸出用木材こん包材の消毒を実施している施設及びくん蒸事業者を一覧にして、提供した。

C 社にあっては、展示する部品の形状変化に問題があることから、臭化メチルくん蒸を勧めた。しかし、少量貨物に見合う適切な施設が少ないことから、支援事業において調査し、少量荷口に対応できる施設を紹介した。なお、臭化メチルの基準については ISPM No.15 で定められている基準を提示し、輸入国側に同基準に基づく消毒で差し支えないかの確認を取ることを説明した。

【所感】

今回紹介した事例のうち A 社は、検疫上規制のある品物の代替品（金属性）に変更して対応され、現地での作業が行われている。

B 社については、無事輸出され、現地での作業が終了している。

C社においては、加熱による変形を回避する必要があることから、臭化メチルくん蒸を推奨したが、EU 向けの限られた少量の輸出であり、通常の輸出検疫で行われている倉庫くん蒸、天幕くん蒸には適さなかった。このことから、少量のくん蒸ができる施設を紹介した。

EU 向け針葉樹の輸出に当たっては、EU の基準に基づく消毒が求められているが、加熱においては、材のサイズによっては変形することも懸念されているところで、輸出目的に適さない場合もある。また、輸出数量も多くなく少量となると適切な消毒施設の問題もあり、消毒実施が困難な場合もある。支援事業として、輸出者の意向を踏まえた、適切な対応が求められる。

EU 向け針葉樹製材の検疫条件

(COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2019/2072 of 28 November 2019 の関係条項を整理しました。)

1 針葉樹製材については、消毒の実施の確認・輸出検査の受検が必要で、植物検査証明書を添付して輸出してください。

2 消毒には以下の方法のいずれかを実施する必要があります。いずれも、植物防疫官の確認を受け、植物検査証明書にその方法等を記載することが必要です。

①熱処理

- ・最低材芯温度が 56℃で 30 分以上の処理が必要です。
- ・処理後、木材又は包装に {HT} のマークを表示する必要があります。
- ・植物検査証明書には、処理温度及び時間、消毒後輸出までの期間がカミキリムシ (*Monochamus*) の飛翔期間でないこと又は樹皮が付いていないこと又はマツノザイセンチュウの感染を確実に防ぐ被覆、又はマツノザイセンチュウの感染がないことの追記が必要です。
- ・処理温度の記録表 (チャート) を植物防疫官へ提出する必要があります。
- ・消毒場所は、輸出用木材こん包材の認定消毒実施者の施設で実施することが可能です。
- ・消毒施設への入庫、出庫のいずれか、又は両方に植物防疫官の確認が必要です。

②臭化メチルくん蒸

・植物検査証明書に使用薬剤、処理濃度及び時間、最低温度の記載が必要です。(※EU 規則内には具体的な薬剤、処理濃度及び時間、最低温度の基準は掲載されておりません。梱包材の処理の基準 (ISPM No.15) で対応できると思われませんが、輸入者サイドに確認をしてください。照会結果を書面で植物防疫所に提出して消毒を実施してください。)

- ・投薬時、開放時に植物防疫官の確認が必要です。
- ・輸出用木材こん包材の認定くん蒸者実施者に確認してください。

③防腐剤加圧注入処理

- ・使用する薬剤が EU で認められているかどうか、事前に輸入者を通じ EU 側に確認してください。
- ・植物検査証明書には、有効成分、濃度、圧力の記載が必要です。
- ・処理時に植物防疫官の確認が必要です。

④KD 処理

- ・最低材芯温度が 56℃、30 分以上の処理後、キルンドライで水分 20%未満になるまで処理してください。
- ・木材又は包装に「kiln dried」又は「K.D. HT」を付す。
- ・植物検査証明書を添付してください。

3 原則として、消毒の後、輸出検査を受ける必要がありますが、消毒確認時に同時に行われることがあります。(対応については、植物防疫所に確認してください。)

(参考)

EU 規則 URL (156 ページをご覧ください。)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R2072&from=EN>

ISPM No.15

ISPM 15. Regulation of wood packaging material in international trade (fao.org)

Official statement that the wood has undergone an appropriate:

(a) heat treatment to achieve a minimum temperature of 56 °C for a minimum duration of 30 continuous minutes throughout the entire profile of the wood, indicated by a mark 'HT' put on the wood or on any wrapping in accordance with current usage, and on the phytosanitary certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031,

and

official statement that subsequent to its treatment the wood was transported until leaving the country issuing that statement outside of the flight season of the vector *Monochamus*, taking into account a safety margin of four additional weeks at the beginning and at the end of the expected flight season, or, except in the case of wood free from any bark, with a protective covering ensuring that infestation with *Bursaphelenchus xylophilus* (Steiner et Bühner) Nickle et al. or its vector cannot occur.

or

(b) fumigation to a specification approved in accordance with the procedure laid down in Article 107 of Regulation (EU) No 2016/2031, the active ingredient, the minimum wood temperature, the rate (g/m³) and the exposure time of which are indicated on the certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031,

or

Plants, plant products and other objects CN codes Origin Special requirements(c) chemical pressure impregnation with a product approved in accordance with the procedure laid down in Article 107 of Regulation (EU) No 2016/2031, the active ingredient, the pressure (psi or kPa) and the concentration (%) of which are indicated on the certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031,

Or

(d) heat treatment to achieve a minimum temperature of 56°C for a minimum duration of 30 continuous minutes throughout the entire profile of the wood, and kiln-drying to below 20 % moisture content, expressed as a percentage of dry matter, achieved through an appropriate time/temperature schedule, which is indicated by a mark 'kilndried' or 'K.D.' or another internationally recognised mark together with a mark 'HT', put on the wood or on any wrapping in accordance with current usage, and on the phytosanitary certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031

(原文 ANNEX VII の 76)

(Wood of conifers に対する Special requirements)